

被告 遠藤千尋

F A C T S  ( 2 )	請求原因 ( X の主張 )			抗弁 ( Y の主張 )		X の反論		
	記号	指示事項に該当する記事内容	記号	指示事項	Y : 指示事項が事実の指示が意見なしし論評の別	書面=[] 証拠=( )	X : 主要事実が真実であることの推認を妨げる事情 (意見なしし論評であれば、意見なしし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることの推認を妨げる事情)	証拠
ア		「村田養豚場 (村田畜産/村田商店) は、50匹以上の犬を放し飼いにし、通行人を悩ますなどして、長年にわたり公道を占拠し続けてきました。2015年末には、村田養豚場が放し飼いにしている犬が10匹単位で、隣接する観光地である木津川市浄瑠璃寺に入り込む事態となっています。」(11頁本文1行目～12頁1行目)			(56)常に放し飼いの状態になっている犬が存在しないことは、常に一定数の犬が放し飼いの状態にあるということを否定しない。 [新状8頁、被③32頁] (57)本件新状における原告の主張は、本件御通知書と異なっている。本件御通知書では「犬を違法に放し飼いでおらず、檻の中で飼育している」としていたのに対し、本件新状においては「犬の一部を檻から放すことはある」としている。 [新状8頁、被③32頁(乙1:3頁)] (58)原告は、犬の不適切な飼養と野犬への餌付けについて、奈良市保健所・京都府山城南保健所の双方からこれまで繰り返し指導を受けている。 被③32-35頁、被①17頁(乙34:2頁、乙35:2-3頁、乙36:1・3・4(別表)頁、乙39、乙41:1頁、乙44:2頁、乙33:H29.4.12他、乙52:4・6・11・17頁) (59)村田養豚場周辺で捕獲された犬は、京都側奈良側を合わせ、平成26年(2014)以降だけで100頭を遥え、そのうち少なくとも21頭が原告に返還された。 被③35-36頁、被③8頁(乙35:2頁、乙36:2頁、乙49:1頁、乙52、乙53、乙54) (60)浄瑠璃寺周辺住民の証言によれば、原告は1990年代から犬を多数放し飼いにしており、これまでにどれだけの数の徘徊犬が捕獲され処分されたかわからない。 被③36頁(乙35:1頁) (61)原告は京都府山城南保健所に「犬の避妊去勢をしておらず犬が勝手に増えすぎるのも困るので子犬が生まれた時に減らすこともある」と述べている。 被③36頁(乙36:3頁) (62)村田養豚場周辺の徘徊犬は広範囲を数頭から10頭ほどの群で移動している。村田養豚場周辺の徘徊犬は、若草山にも現れたことがあり、浄瑠璃寺周辺など近隣地域だけでなく奈良市内の観光地にも危険を及ぼしている。 被③36-39頁(乙33:H26.4.21・H26.4.23・H2014.4.28・H26.4.30・H27.11.2・H29.9.15・H31.2.12・H31.2.20、乙35:2頁、乙37、乙38、乙43、乙48、乙51:H29.12.12・H30.1.5・H30.1.18・H31.1.21・H31.3.13、乙52:37頁(H28.1.29)、乙55) (63)奈良市保健所は村田養豚場周辺の徘徊犬について「広範囲に移動しており、若草山で捕獲された犬について村田養豚場が引き取りに来たこともあった」と述べている。 被③36-39頁、被③9頁(乙35:2頁) (64)平成28(2016)年1月29日、京都府山城南保健所が浄瑠璃寺の協力を得て徘徊犬を捕獲した際、京都府山城南保健所は、浄瑠璃寺から「年末年始に10頭くらいの犬が山の向こう(養豚場)から来て困っている」との相談を受けている。 被③37-38頁(乙52:37頁(H28.1.29)、乙44:2頁) (65)原告が奈良市保健所に徘徊犬を通報したり、徘徊犬の捕獲を依頼した記録はみつがっていない。 被③39頁、被③16頁) (66)原告は、檻や囲いの外にいる犬について、飼い犬とそれ以外の野犬を区別して餌を与えていない。 被③39頁、被③16頁、被③15-16頁(乙56:(9)(10)、乙128:(30)-(33)(56)(57)) (67)平成31年2月20日、原告は一度に多数の犬を登録している。原告の都合次第で、多数の犬が登録され得るのであれば、村田養豚場周辺の徘徊犬が、原告の飼い犬であるかどうかについては、ただ原告の心のうちにあるというほかはない。これではその犬が飼い犬かどうか、他者が見分けることは不可能である。 被③39頁(乙33:H31.2.20) (68)原告が何をもって飼い犬と野犬を区別しているのかわからない。原告は飼い犬について正確な数を提示していない、原告の主張する飼い犬の数は、狂犬病予防法に基づいて登録された犬の数と一致していない。原告の主張する飼い犬の数は、「原告が村田養豚場周辺で最低限徘徊させておきたい犬の数」という以上の意味がないようにも思われる。 被③15-17頁、新状8頁、原③3頁(乙35:2頁、乙44:1頁) (69)被告は、村田養豚場の敷地の内外で、首輪のある犬と首輪のない犬が行動を共にしているようすを何度も目撃している。 被③16頁(乙56、乙60、乙91の2及び3、乙94の1乃至3、乙128) (70)実態として、原告は放し飼いにしている飼い犬と野犬とを区別していないが、新状にあるように、原告は、村田養豚場周辺には飼い犬以外の野犬もいると主張するので、奈良市保健所は、放し飼いでなく野犬への餌付けをやるよう指導している。 被③40頁(乙41) (71)原告には村田養豚場周辺の徘徊犬のほとんどを収容した実績がある。このことは、原告がその気にさえなれば、村田養豚場周辺の徘徊犬のほとんどを、囲いの中に収容し続けられることを示す。しかし一年と待たず犬の放し飼いは再開された。 被③40-41頁、被③16-17頁、被③15-16頁(乙44:2頁、乙33:H28.5.31、乙45:1頁、乙46:1頁、乙16:1頁、乙55、乙60、乙92、乙128) (72)イノシシ除けとして犬を放しているとする原告の主張とは逆に、原告による犬の放し飼いや野犬への餌付けは、村田養豚場の餌の管理がずさんであることと合わせ、豚コシラを含む防疫上の重大なリスク要因となっている。原告の飼育行為が、村田養豚場周辺に野生イノシシを誘引していたことは疑いようがない。村田養豚場周辺にいる犬は餌場に近づきイノシシに襲われてしまっており、吠えることもしない。 被③41-43頁、被③9-10・14-16頁(乙57:2(12)・3(28)頁、乙58:2頁、乙56、乙34:2頁、乙50:4頁、乙126、乙128:(39)、乙132) (73)被告は、平成28(2016)年1月20日に、木津川市議会議員(木津川市議O)とその支持者男性4名とともに、村田養豚場の間にある木津川市道を通り抜けているが、この時の参加者が現場で50頭以上の犬を数えたと言っている。通過時に撮影された写真からも、少なくとも32頭の犬が確認できる。首輪のない犬も首輪のある犬と行動をともにしており、原告も首輪のない犬を追い払うようなことはしていなかった。 被③4-5頁、被③16頁(乙91の1乃至3、乙36:3頁) (74)平成28(2016)年1月以降に捕獲され、原告に返還されることなく処分された徘徊犬の数は、京都側で22頭、奈良側で28頭ののり、合計すると50頭となる。したがって、当時、村田養豚場周辺には、少なくとも70-80頭の犬が徘徊していたことになるから、平成28(2016)年1月20日に、村田養豚場周辺に50頭以上の犬がいたとしても、何ら不思議はない。 被③5頁(乙52、乙53、乙54) (75)平成24(2012)年2月27日、木津川市議会議員(木津川市議P)が、木津川市に、村田養豚場で多くの犬が放し飼いにしていることについて苦情を申し立てているが、その際、支持者が数えた数として、40頭以上の犬を確認したと述べている。 被③5頁(乙34:1・2頁) (76)原告が飼養する犬には、必ずしも首輪がつけられていなかった。 被③6・16頁(乙35:2頁、乙36:3頁・別表) (77)原告が、飼い犬を収容するのに十分な、犬小屋あるいは囲いを整備したのは、平成28(2016)年3月末ごろである。 被③6-7頁(乙92:1頁、甲9:8頁)			
	イ	「奈良県家畜保健衛生所はこれを今なお容認しており、公道の占拠にも率先して応付きを与えています。奈良県家畜保健衛生所は自ら、村田養豚場の不法行為に加担しています。」(12頁2行目～5行目)				(71)(72)(78)		
	ウ	「下図は犬の徘徊状況です。」(12頁本文6行目及び図)				(81)原告は、被告が図示した犬の徘徊範囲よりも遠くで捕獲された犬について、奈良市保健所に返還を求めたことがある。 被③9頁(甲2:12頁、乙36:2・4頁) (82)本件記事において被告が図示した犬の徘徊範囲(甲2-12頁)は、被告が実際にその範囲内で犬を目撃したことに基づく。 被③9頁(甲2:12頁) (83)本件記事記載の犬の徘徊状況の図にある写真3枚に写っている犬がいる場所は、いずれも村田養豚場の敷地の外である。 被③9-10頁(甲2:12頁、乙94の1乃至4) (84)原告が主張する、ククリ裏にかかった犬を救出した経緯は、事実と異なる。被告がククリ裏にかかった犬を撮影したのは、平成26(2014)年2月11日午後2時13分であり、被告は原告男性従業員と現場に向かう前に、撮影した写真をiPhoneの画面に映して男性従業員に見せている。 被③10-14頁、原④4頁(乙94の2及び3、乙95の1乃至3) (85)原告が主張する、ククリ裏にかかった犬を救出した経緯は、飼い犬を適切に飼養しているとする原告の主張と矛盾する。現場で村田養豚場で飼育している犬ではないことを確認したとする原告の主張は、「村田養豚場の飼い犬には、敷地外のどこにいてもかわからない犬が含まれる」ということが前提されている。 被③14-15頁、原④4頁		
	エ	「ざっと数えただけでも50匹以上、山林に隠れている犬を含めればおそらくもっと多くの犬が、村田養豚場の周辺を徘徊していました。下写真は2016年1月に村田養豚場の間を抜ける公道で撮影したものです。」(13頁1行目～4行目及び写真部分)				(74)乃至(78)		
オ	「放し飼いにしている犬は、浄瑠璃寺でも頻りに目撃されています。」(13頁6行目及び写真)							
カ	「2015年の末頃からは、村田養豚場が放し飼いにしている犬が、10匹単位で早朝の浄瑠璃寺に現れるようになり、姿が見えない時も境内に多数の糞を残していくため、浄瑠璃寺が非常に困る事態となりました。下写真は2016年4月5日に執り行われた浄瑠璃寺の前住職葬儀の最中に現れた犬です。」(14頁1行目～5行目及び写真)				(58)(59)(60)(62)(64)(79)(80)			

イ	「奈良県畜産保健衛生所はこれを今なお容認しており、公道の占拠にも率先してお墨付きを与えています。奈良県畜産保健衛生所は自ら、村田養豚場の不法行為に加担しています。」(12頁2行目～5行目)	意見なしし論評	<p>(86)被告がこのような考えの理由については、本件記事中に記載がある。  <b>【被②-7頁(甲2:16-28頁、乙8:36-37頁、乙28:2頁、乙40、乙42、乙74:2頁、乙98:5-6頁、乙99、乙116、乙117)</b></p> <p>(87)本件記事公開後も、奈良県は、木津川市に対し、どちらかと言えば原告の言い分を代弁することに終始しているように見受けられる。  <b>【被④7-49、56-59頁、被⑦-10頁(乙62-65、乙120)</b></p> <p>(88)原告の行為は奈良市法定外公共物の管理に関する条例第3条「何人も、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない」に違反している。なお、奈良市建設部長は境界確定を行う義務があると考える。  <b>【被④46頁(乙78:1頁、乙79:2頁)</b></p> <p>(89)奈良県は木津川市に対し、防疫のため門扉で市道を封鎖して柵を作ることを認めるよう繰り返し求めていたが、京都府警木津署交通課は当初「電気柵設置でイノシシ等野生動物の侵入を防ぐのであれば、柵舎等養豚場施設のみを包囲し、公道部分を解放することができるはずである。施設への出入りが不便になるという言い分は、申請者の身勝手である」として市道を封鎖することに難色を示していた。しかし結局市道上に門扉を設置することは許可された。また奈良県は、原告の設置した門扉と防護柵に対する補助金を交付させるため、独立行政法人農畜産物振興機構に虚偽を記載した報告書まで送っている。  <b>【被④46-49頁、被⑩-13頁(乙62:3-5頁、乙63、乙64:1頁、乙65:1頁、乙76:2頁、乙116:1頁、乙120、乙121、乙122、乙123、乙124、乙125)</b></p>	<p>(26)原告が「公道を通行する人を恫喝している」という虚偽の記事内容のまともとして、「村田養豚場の不法行為」という文章を掲載していることは、あたかも原告が不法行為を行っていたかのように伝えるものであり、虚偽内容である。</p> <p>(27)原告は、本件記事に記載されているように、公道の通行者に対し恫喝等をしたことはない。むしろ、道に迷っている観光客と思われる通行者に対しては、目的地まで車で送る等の対応をしてきた。</p> <p>(28)立入禁止の立て看板については、行政からの指示で立てていたものであり、原告に違法性があるものではない。</p> <p>(29)〈村田商店代表乙の父〉や〈村田商店代表乙〉が、養豚場敷地内を通る里道の通行に際し、声をかけていたのは、被告またはその関係者らと思える人物に対してのみである。それは、村田養豚場に接するインターネット記事が掲載されていることを知り、虚偽の記事が新たに掲載されるのではないかとこのことを危惧してのことである。</p> <p>(30)平成27年5月には、「村田養豚場」の名前を出したうえで、SNSサービス「Twitter」上に、本件記事と類似する内容の記事が掲載されていたものであり、原告としてはそれを認識し、これ以上虚偽記事が掲載されることを警戒していたものである。</p> <p>(31)里道を通行しようとする人物について、純粋に目的地向かってその道を通行しようとしている者であるが、村田養豚場及びその周辺について探りを入れ、記事のための情報を手に入れようとしている者であるかについては、明らかにその挙動が異なり、その差は一目瞭然である。</p> <p>(32)村田養豚場内里道の通行に関して、「京都府からの観光客」の証言として、恫喝の内容が記載されているが、村田養豚場が、里道の通行を恫喝した事実はない。かかる記事内容は虚偽の事実を記載したものである。同記事において証言者は「京都府からの観光客」とされ、「事前に地域の人から村田養豚場境界の状況が説明され、」といった風に、初めて同里道を通しようとした者かのように記載されているが、後の恫喝内容についてみると、「今回はポークを話題にしても効果無しでした(笑)」等の記載があり、明らかに初めて通行した者とは考えられない内容が記載されている。その他の内容についても、境界確定のことについて触れるなどただの観光客とは到底思われない内容が記載されており、同記事自体が被告による自作自演のものであり、全くの虚偽であるとして考えられない。</p>
キ	「村田養豚場は、2012年ごろから、通行人を止め、あらゆるしゃまものを衛生管理区域を理由に通ざけてきました。」(17頁12行目～13行目)	事実の提示	<p>(86)</p> <p>(90)原告は、平成23(2011)年から平成28(2016)年にかけて、市道を含めて衛生管理区域であるとして、市道上に立ち入り禁止の立て札を立てていたが、本件記事は、原告が立入禁止の看板を立てていたことに関しては、奈良県畜産保健衛生所を強く非難する内容となっている。ただし、公道を含む衛生管理区域を設けたのは奈良県畜産保健衛生所ではなく原告である。  <b>【被⑤-6、46頁、原告断片6頁(甲2:16-28頁、乙74:2頁)</b></p> <p>(91)原告は令和2(2020)年1月ごろ、市道上の門扉に、市道が衛生管理区域に含まれるかのような看板を提示していた。この一件は、原告が木津川市道を衛生管理区域に含めることを、いまだ諦めていないことを示唆している。  <b>【被⑩16-17頁(乙130)</b></p>	
ク	「ところが村田養豚場は、この道は私道であるから通ってはならないと、しばしば通行人を脅しています。」(23頁5行目～6行目)	事実の提示	<p>(92)村田養豚場は市道を通行しようとする人を脅したり制止することがある。  <b>【被④45頁、被②22-23頁(乙40、乙47、乙96、乙97の1乃至2)</b></p> <p>(93)被告は環か、ククリ真にかかった犬に関する記述がある記事「浄瑠璃寺裏の養豚場」をインターネット上に公開したが、原告の記事の公開から間をおかず、当該記事の存在を知ったとは思われない。当該記事では「村田養豚場」という固有名称は使っておらず、上記の通り、もともとアクセスの少ないウェブサイトであったので、インターネット上の検索エンジンで、原告に関連するキーワードで検索しても、当該記事が検索結果に表示されることは、まずなかったと思われる。  <b>【被⑩18-19頁】</b></p> <p>(94)「シ」の体験談は被告自身のものであるが、被告は、赤田川北側で草刈りをした際、実際に〈村田商店代表乙の父〉から「今度ここを通ろうとして里道から少しでもはずれたらどうなっても知らんぞ」と恫喝された。ただしこれは、正理には、平成27(2015)年11月4日のことであった。なおこのとき被告は、〈村田商店代表乙〉から、以前何回か通ったことがあるのではないかと問われたが、被告は、〈村田商店代表乙の父〉、〈村田商店代表乙〉のいずれからも、被告がインターネット上に公開した記事については何も言われていない。  <b>【被⑩19-20頁(甲2:26頁、乙39)</b></p> <p>(95)原告は、被告が赤田川北側で草刈りをした際、原告に犬を撃つよう言ったことに憤慨し、京都府山城南保健所に電話をしているが、原告は「弥陀の道プロジェクト」の名前を出していない上、以前インターネット上に嘘の記事を書かれたとも訴えていない。  <b>【被⑩20-21頁(乙39)</b></p> <p>(96)原告は平成28(2016)年3月ごろから、行政に対して「弥陀の道」という名前を口にするようになった。したがって、「被告から今後また同じように、虚偽事実を記載した記事をインターネット上に掲載されてしまうのではないかとこの危険が生じ、たとする原告の主張には疑問がある。原告が、「弥陀の道プロジェクト」のウェブサイトに掲載された記事を、その公開直後から知っていたとは、到底思われないからである。  <b>【原⑤5頁、被②1頁(乙92)</b></p> <p>(97)原告は、「被告及びその関係者が養豚場周辺に近づいてくるのを確認した際には、名前を聞いたり、「何をしているんだ。」と声を掛け、警戒することはあった」とするが、被告はともかく、通行人が被告の関係者であるかどうかをどのようにして見分けることができたのか、皆目見当がつかない。  <b>【原⑤5頁、被②23-24頁】</b></p>	<p>村田養豚場は、「衛生管理区域」を理由として、村田養豚場の敷地を通る里道及び敷地周辺の公道について、通行者に対して、恫喝、罵詈雑言を浴びせるなどしてその通行を妨害し、公道を違法に占拠している。奈良県畜産保健衛生所も村田養豚場の言いなりであり、適切な指導をしない。</p>
ケ	「下記は2015年10月ごろに、村田養豚場の柵を抜ける里道を通行しようとした方の証言(一部抜粋)です。しかしよく平気で嘘がつかれるものだと感じています。」(23頁8行目～24頁)	事実の提示	<p>(92)乃至(97)</p> <p>(98)この記述は恫喝された本人からの証言に基づく。また恫喝された人物は、京都府山城南保健所に通報もしている。  <b>【被⑩22-24頁(乙40)</b></p>	
コ	「奈良県畜産保健衛生所の職員は、村田養豚場を指導した際、木津川市に対し「私道だから通れないと言え」と要求され、それをそのまま木津川市に伝えたのです。」(25頁6行目～7行目)	意見なしし論評	<p>(86)</p> <p>(99)この記述直前に「おそらくこういことです」とあり、続く文章が推測であることを明示している。  <b>【被⑩2頁(甲2:25頁)</b></p>	
サ	「しかも奈良県畜産保健衛生所は、木津川市に違法性が無い指導方針を回答するだけでなく、実際に職員が村田養豚場による通行妨害に協力しています。下記は2015年10月村田養豚場の北側で草刈りをした方の証言です。この証言からも、奈良県畜産保健衛生所が村田養豚場に言われるまま、公道の通行妨害に加担してきた」(26頁3行目～7行目)	意見なしし論評	<p>(86)(94)</p>	
シ	「以前から東鳴川の人に、村田養豚場は電話だど聞いていました。…普通の人は通行を断念してしまうに違いないと思います。」(26頁8行目～27頁)	事実の提示		